

日本弁護士連合会第60回（2017年）人権擁護大会
シンポジウム第1分科会基調報告書からの抜粋

VI 公費による弁護士選任制度の 更なる拡充に向けて

VI 公費による弁護士選任制度の更なる拡充に向けて

1 現在の制度の概要・課題・問題点

(1) 弁護士による犯罪被害者支援の必要性

犯罪被害と一口にいてもその内容は、肉体的被害、精神的被害、財産的被害などの被害態様から、それぞれの被害の程度まで、正に千差万別である。それゆえ犯罪被害者に対して支援を行う側についても、医師や臨床心理士を始め、公的機関に属する人から民間ボランティアの方々に至るまで、様々な社会的属性を持った多くの人々の力が必要となってくる。

それでも犯罪による被害という性質上、そこには必然的に法的な分析、評価、判断が伴うため、法的専門家による支援を欠かすことはできない。しかし警察官や検察官などの公的機関に属する者の場合、それぞれの役割に基づく職務内容の制限によって対応できる範囲が狭く、必ずしも犯罪被害者の望むような支援を担えないこともある。さらに、刑事訴訟手続に被害者参加して、手続の進行や認められた権利を理解し、その権利を適切に行使するためには、専門的な知見が不可欠である。

この点、弁護士の場合は、その対応できる範囲が広いため、個々の犯罪被害の内容を法的に見定めるだけでなく、犯罪被害者の希望を取り入れながら、あり得る支援策から何を選び、それをどのように実現していくかといった点についても比較的柔軟に対応できる。その結果弁護士が携わることによって、より幅広く、より充実した支援を行うことができるようになる。

このように弁護士による支援は、犯罪被害者にとって欠かすことのできないものであるといえよう。

そしてこのことは同時に、我が国の犯罪被害者支援施策において、弁護士の果たす役割をより評価し、その延長線上に犯罪被害者支援の更なる充実を導く制度を構築すべきという考えを示すものでもある。

(2) 国選被害者参加弁護士

(a) 国選被害者参加弁護士制度

我が国の犯罪被害者支援制度は、それまでも部分的に改善されてはきたが、犯罪被害者支援を国として総合的に捉えるまでには及んでいなかった。しかし2004年12月、犯罪被害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するため犯罪被害者等基本法が成立し、これによってようやくその後の大きな飛躍への一歩を踏み出した。

その後、2005年12月に策定された（第一次）犯罪被害者等基本計画では、犯罪被害者支援に関する重点課題が示された上でこれに対応する多くの具体的施策が明らかにされ、さらに今後講じていく施策として公的弁護人制度の導入の是非に関する検討も掲げられた。しかし、この段階では、日本司法支援センター（以下「法テラス」という。）による、損害賠償請求費用の負担軽減や精通弁護士の紹介も含めた情報提供に限られており、公費による弁護士選任制度の導入は見送られた。

その後、2007年6月に成立した犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律及び犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための

刑事手続に付随する措置に関する法律改正法によって、2008年12月1日以後に起訴された一定の犯罪の事件について被害者参加制度が導入された。この被害者参加制度（刑訴法316条の33以下）は、被害者本人はもちろん、被害者の法定代理人、被害者の遺族のほかに、これらの被害者等から委託を受けた弁護士（被害者参加弁護士）が行うことができる行為も規定されており、むしろ被害者参加弁護士が積極的な役割を果たすことが期待されている。そして上記改正法によって、被害者参加弁護士を裁判所が選定し、国がその費用を負担する、いわゆる国選被害者参加弁護士制度も導入された。これによって一部ではあるものの、犯罪被害者のために公費によって弁護士が選任されるという仕組みがようやく現実化した。

しかし、国選被害者参加弁護士制度は、被害者参加制度を前提にしていることから、対象となる時期、事件の範囲、支援の内容に限界があり、加えてその制度を利用するための一定の資力要件も課されている。そのため公費によって弁護士が選任される一場面ではあるものの犯罪被害者支援にとってはいまだ不十分なものといえよう。

(b) 対象となる時期の問題

まず、時期的な問題として、同制度はあくまでも該当事件が起訴された後でなければ利用できないという限界がある。捜査段階、すなわち被疑者段階での弁護士選任は認められていない。

犯罪被害者は、予期せず犯罪の被害に遭う。事件発生直後、自らが置かれている状況を認識することも困難であり、刑事手続の流れを十分理解しているわけでもない。他方、事件発生直後より、供述調書の作成、実況見分の立ち会い等の捜査協力を求められ、学校や仕事を休まざるを得ないこともある。また、死亡事案の場合、ご遺体が戻される時期を考慮して葬儀の準備をしなければならず、日常生活からかけ離れた生活を余儀なくされる。このような状況下において、例えば、犯罪被害者が被害者参加について説明を受けたとしても、自身に関係ある制度なのかを十分に理解できず、結果として被害者参加自体を希望しないことにもなりかねない。

犯罪被害者にまず必要になるのは、事件発生直後より、時間の流れに応じて、自らが必要なときに、そのとき発生している諸問題について、気兼ねなく相談でき、助言を与えてくれる法的専門家が身近にいることである。

また、犯罪被害者は、事件発生直後から、捜査機関、被疑者・弁護人、報道機関等、様々なところから連絡があり、依頼事項や要望事項を受け、これらに対応しなければならない。前述のとおり、犯罪被害者は混乱した非日常の状況にあるため、これら依頼事項や要望事項について、その内容を精査できず、要否を適切に判断できないことも多い。そのため、優先順位を付けることができずに順次対応せざるを得ず、このことが犯罪被害者にとって非常な負担となってしまっている。この負担を軽減するためには、犯罪被害者の連絡窓口として代理人弁護士を設定し、そこに全ての依頼事項や要望事項等の情報を集約したうえで、代理人弁護士が情報を整理して優先順位をつけて犯罪被害者に伝達することが有用といえよう。しかし現在の制度ではこのような弁護士の活動に対して公費が支出されることはなく、その費用は原則として犯罪被害者が負担することになっている。

(c) 対象となる事件の範囲の問題

対象事件の範囲の問題としては、対象犯罪が一定の重大犯罪に限られている点がある。現在被害者参加制度の対象犯罪は、故意の犯罪行為により人を死傷させた罪、強制わいせつ罪、強制性交等罪、準強制わいせつ及び準強制性交等罪、業務上過失致死傷等罪、監護者わいせつ及び監護者性交等罪、自動車運転過失死傷罪、逮捕及び監禁罪、未成年者略取誘拐罪、営利目的等略取誘拐罪、身代金目的略取誘拐罪等、所在国外移送目的略取誘拐罪、人身売買罪、被略取者引渡し罪等に限定されている。

しかしこれでは、例えば、性被害であっても迷惑防止条例違反の場合、被害者参加対象事件ではないので、起訴されたとしても公費で弁護士による支援を受けることはできない。

また、少年事件で審判となった場合も同様である。犯罪被害者は、少年審判において、記録の閲覧謄写や意見を陳述することができ、一定の事件については審判傍聴等も行うことができる。自身が被害に遭った事件について、どのように手続が進行し、処分されるのかを知りたいという犯罪被害者の要望は、加害者が成人である場合と異ならず、事件記録を閲覧謄写し、事件について自己の心情を語り、また審判の傍聴を行うのである。

しかし、少年審判には被害者参加ができないので、犯罪被害者は以下に述べるような日弁連の犯罪被害者法律援助事業などを利用して弁護士に委任するか、自ら諸手続を取らなければならない。

この点、16歳以上の少年が故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた事件の場合には、原則として検察官送致され（少年法20条2項）、その後、刑事裁判になれば被害者参加ができるので、国選被害者参加弁護士の支援を受けることも可能となる。しかし、検察官送致後に被害者参加したとしても、少年審判における被告人の言動等、その経過を的確に把握できていなければ、せっかく被害者参加をしてもその活動が不十分なものとなるおそれが高い。

(d) 支援内容の限界の問題

現在同制度では、国選被害者参加弁護士がなし得る業務について、起訴状や公判記録を閲覧すること、公判期日への出席、検察官の権限行使に意見を述べること、情状に関する事項についての証人の証言力を争うために必要な事項について証人に反対尋問をすること、被告人質問、被害者論告などの、公判廷における業務及びこれに付随する業務に限っており、犯罪被害者のその時々のかみ細かいニーズに柔軟に対応した制度とはなっていない。

例えば、事情聴取等への同行支援、報道対応、弁護人との折衝等は被害者参加制度とは関係がないので、これらについても公費で弁護士による支援を受けることはできない。

まず事情聴取等への同行支援についてみると、犯罪被害者にとって、警察署や検察庁等に赴いて事件のことを語るのは、第三者が想像する以上に心理的な負担が大きい。また、公開法廷において、証人として事件のことを話したり、心情に関する意見陳述を行うことの心理的負担はより増大する。

この点、弁護士がこれらに同行したり付き添うことで、犯罪被害者の心理的負担

が軽減されうることはもとより、法的専門家である弁護士が同行することで、事情聴取での聴取事項、法廷での手続や証人尋問事項・被告人質問事項の内容につき、その場で弁護士から必要な説明等を受けることができるので、犯罪被害者の疑問や不安を適時に解消することができる。そのため、この場合における弁護士による支援の必要性は高いと言えよう。

また、報道対応についても、世間の耳目を集めるような事件が発生すると、多数の報道機関が取材のために事件発生直後から犯罪被害者の自宅などに押し寄せることがある。犯罪被害者が心情を語ったコメントを入手するため、昼夜を問わず自宅周辺に取材車両が駐車し、記者が自宅のインターホンを鳴らし続けることもある。このようなメディアスクラムによって、犯罪被害者は日常生活を送ることもままならなくなってしまう。

また、事件直後のみならず、逮捕、起訴、公判、判決と刑事手続の節目節目において、報道機関からコメントを求められることもある。犯罪被害者が混乱を収めようと、一つの報道機関の取材に応じたばかりに、かえって他社の取材申込みが殺到してしまう事態になることもあり、犯罪被害者自身が報道対応することは困難である。

このような犯罪被害者の負担を回避する方法として、特に報道が過熱する事件直後に、弁護士が代理人として犯罪被害者の意向を伝え、取材を断ったり、あるいはコメントを伝達する等の対応が必要となる。そして、取材に応じる場合には、犯罪被害者の真意が間違っ伝わらないよう、報道機関との間で、取材時期や取材方法、報道の方法等について調整が必要となるが、犯罪被害者に代わってこれらの調整ができるのは弁護士において他にはいない。

さらに、弁護人との折衝についてみても、犯罪被害者は、刑事手続において、被告人から謝罪文の送付や被害弁償の申出を受けることが多々ある。これらは通常、弁護人を通じて行われ、検察官から犯罪被害者に対し、弁護人に連絡先を伝達することの諾否について問合せがなされる。犯罪被害者は、自身の電話番号や住所等を被疑者・被告人に知られることを非常に恐れていることが多く、弁護人が被告人には連絡先を教えないと言ったとしても、犯罪被害者が、あくまで被疑者・被告人を弁護する立場である弁護人の言葉を信用しきれないのも無理はない。

被疑者・被告人が、事件のことをどのように考えているのか知るために、謝罪文を読みたいと思う犯罪被害者もいるが、受け取ってみないとそこに何が書かれているか分からず、場合によっては二次被害を受けてしまうこともある。謝罪文といっても誠意のある文面ばかりではなく、犯罪被害者が直接、手紙を開封して読んだところ、犯罪被害者に対する配慮に欠け、その気持ちを踏みにじるような内容が記載されていたため、余計辛い思いをしてしまった事例もある。

このような場合に、弁護士が代理人として就いていれば、犯罪被害者の連絡先を弁護人にも伝える必要はなく、犯罪被害者に代わって弁護士が謝罪文を受領することもできる。そして、謝罪文の内容を確認した後に犯罪被害者に渡すことで、謝罪文を読みたいという気持ちを尊重しつつ、二次被害を防ぐことができる。

また、犯罪被害者は、被害弁償がなされることは当然であると認識していることが多く、この認識自体は誤りではないが、被害弁償の受領が刑事手続に及ぼす影響

を理解しないまま被害弁償を受け取り、その後、不起訴処分になったり、判決の中で被害弁償の受領が一つの情状事実として言及されたことにショックを受けてしまうことがある。

他方、刑事裁判係属中に被害弁償を受領せずとも、刑事裁判確定後に受領すれば良いと考えて受領を拒むこともあり、更に民事訴訟を提起すれば申出を受けた金額は回収できると考えることもある。しかし、被害弁償の原資が被疑者・被告人によるものではない場合等、刑事手続の中で被害弁償を受領しておかないと、刑事裁判後に受領の旨を伝えても支払われず、民事訴訟を提起しても被告人に資力がないため回収できないことも多い。

このように、犯罪被害者が被害弁償を受領するにあたって、それを受領した場合に刑事手続に及ぼす影響、民事訴訟の提起と比較した場合の金額の妥当性や回収可能性等を検討し、適切に判断するためには弁護士の支援が不可欠である。

なお、犯罪被害者は、弁護士からこのような申出を受けて、加害者である被疑者・被告人には弁護士がついて諸々活動していることに対し、被害に遭った自身には弁護士がおらず、自らが対応しなければならないことを不合理に感じていることはいうまでもない。

(e) 資力要件の問題

このほか、同制度を利用するためには、一定の資力要件も必要となっている（資力要件については、2013年12月1日から要件が緩和されているが、未だ十分とはいえない）。このため全ての犯罪被害者が利用できるものとはなっていない。

(f) 過去のデータ

(司法統計より)

	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
全国で被害者等参加が許可された総数(人) a	560	839	902	1,000	1,297	1,227	1,377
うち弁護士委託の届出があった被害者(人) b	367	557	632	675	873	951	1,081
国選弁護士への委託がされた被害者等(人) c	131	272	275	324	410	462	533

裁判所 <http://www.courts.go.jp/>

被害者参加が許可された被害者の総数のうち、弁護士委託の届出があった被害者等の割合(%) b/a	65.5	66.3	70.1	67.5	67.3	77.5	78.5
被害者参加が許可された被害者の総数のうち国選被害者参加弁護士が選任された割合(%) c/a	23.3	32.4	30.4	32.4	31.6	37.6	38.7
被害者参加弁護士が委託された被害者のうち、国選弁護士への委託がなされた割合(%) c/b	35.6	48.8	43.5	48	46.9	48.5	49.3

上記の表のとおり、被害者参加が許可された人数、国選弁護士への委託がされた

被害者等の人数いずれも右肩上がりに増加している。

次に被害者参加が許可された被害者の総数のうち、弁護士委託の届出があった被害者等の割合についてみると、上記のとおり長期的には増加傾向にある。もっとも上記の被害者参加弁護士の業務からは、全ての被害者参加人に被害者参加弁護士が委託されることが望ましいことはいうまでもない。

他方で、被害者参加が許可された被害者の総数のうち国選被害者参加弁護士が選任された割合は、全体として増加傾向にあるとはいえるものの、被害者参加弁護士が委託された被害者の半数にも満たない状況である。

これらのデータから見ても、現在の国選被害者参加弁護士制度が必ずしも犯罪被害者支援にとって十分なものとはいえないということが明らかであろう。

(3) 犯罪被害者法律援助

弁護士費用等を支援する制度には、国選被害者参加弁護士の制度のほか、犯罪被害者法律援助の制度がある。

同制度は、日弁連が従前より実施していた制度であるが、法テラスの設立後、法テラスにその事業を委託して行っているものであり、その財源は公費ではなく、日弁連が会員から特別会費を徴収してその財源に充てている。

犯罪被害者法律援助制度は、援助対象者を、生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及び配偶者暴力、ストーカー行為による被害を受けた被害者等としており国選被害者参加弁護士制度よりも広く取っている。

また、対象となる活動についても、被害届や告訴状・告発状の提出、事情聴取への同行、検察審査会申立て、法廷傍聴の付添い、少年審判状況説明聴取、示談交渉等和解手続、犯罪被害者等給付金申請、マスコミ対応などとされており、国選被害者参加弁護士制度の対象活動から漏れた部分をカバーし、被害者支援を担っている弁護士にとってなくてはならない制度となっている。

なお、犯罪被害者法律援助の利用件数は、628件（平成22年）、657件（23年）、895件（24年）、1107件（25年）、1305件（26年）、1319件（27年）と増加している。この点から見ても弁護士による犯罪被害者支援のニーズが高いことが伺え、より一層、公費による弁護士選任制度の拡充が求められているといえよう。また、犯罪被害者法律援助制度は、被害者から加害者に対して損害賠償請求をするために民事訴訟を提起する場合には、利用できない。被害者から加害者に対して損害賠償請求をするために民事訴訟を提起する場合には、法テラスが運営する民事法律扶助制度を利用することができるが、この制度は対象事件の種類に関わらず一定の資力要件（収入要件）が定められており、また、原則的に償還が求められるなど、犯罪被害者法律援助に比べると被害者にとって利用しにくい制度となっている。

(4) 課題

上記のとおり犯罪被害者支援にとって弁護士が関わる場面が多岐に及び、なおかつその担う役割がいずれも極めて重要であることは明らかである。しかし、公費が支出される制度である国選被害者参加弁護士制度は、対象時期、対象犯罪、支援の内容が限られており、犯罪被害者のニーズに対応しきれていない。また、同制度では一定の資力要件を満たすことが必要とされているため、その要件を満たさない場合には自己

の負担で弁護士に依頼する必要がある。事件によって心理的・身体的・経済的に打撃を受けている犯罪被害者に対し、弁護士費用の負担を求めることは不合理であろう。

また、犯罪被害者法律援助制度が補完的に機能しているとしても、その財源は、先に述べたように公費で賄われるものではなく、それゆえ財政的基盤が脆弱であり、制度の永続が保証されているものではない。

したがって、いずれの制度も現状においては犯罪被害者支援にとって必ずしも十分な制度とはいえない。

そもそも犯罪の被害とは、通常は予期せずに生じるものであり、被害者の資力や置かれている状況を選んで生じるものではない。にもかかわらず、たまたまその時の資力や犯罪の種類によって弁護士による支援を受けられないとすれば、いかにも不公平である。そのような制度は、犯罪被害者等の保護を図ることを掲げた犯罪被害者等基本法の目的（同法1条）に遠く及ばないものといわざるを得ない。被害者参加が許可された件数や、犯罪被害者法律援助の件数が増加している現状からは、公費による弁護士選任制度の更なる拡充が必要であることはいうまでもない。

しかし、現在、公費による新たな弁護士選任制度の拡充に対し、国は消極的な姿勢を続けている。犯罪被害者等基本計画においてさえ、その第二次及び第三次のいずれにも、公費による新たな弁護士選任制度への言及がないのである。

2 海外における被害者弁護人制度について

ここで、諸外国における公費による被害者弁護人制度について概観する。

(1) ドイツ

(a) 被害者弁護人⁵³⁾

ドイツ刑事訴訟においても、被害者はその主体的地位を認められる場面は複数存在するが、その中で最も重要となるのはやはり訴訟参加制度であろう。訴訟参加制度において被害者は、場合によっては検察官に匹敵する強力な訴訟法的権利が認められており、彼らに認められる法的地位は、訴訟当事者（Prozesspartei）であるとまではいえないものの、訴訟参加人の存在は刑事訴訟において極めて重要なものとして理解されている。訴訟参加権限が認められる被害者には国費による弁護人依頼権が認められることがある。いわゆる被害者弁護人は、捜査手続、公判手続等、刑事手続全般における被害者の利益保護をその主たる目的として活動を行うものである。

ドイツ刑事訴訟において、特定の違法行為により侵害された被害者は、訴訟参加人として手続に参加することが認められる場合がある（ドイツ刑事訴訟法 395 条）。同法 397 条の規定によれば、訴訟参加人に認められる権利として、在廷権、聴取される権利、証拠調べ請求権、裁判官の忌避権及び、鑑定人の忌避権、被告人、証人及び鑑定人に対する質問権、公判廷における裁判長の訴訟指揮及び、他の訴訟当事者が行う質問に対する異議申立権、証拠調べに対する意見陳述権及び、論告権等があり、更に同法 397 条 a は、訴訟参加人として手続に参加す

53) 水野陽一刑事訴訟における被害者弁護について—ドイツにおける議論を参考に— 広島法学 36 卷 1 号

る被害者に対して国費による弁護人依頼権が認められうる旨規定する。すなわち、特に保護されるべきであるとされる訴訟参加人は、国費による弁護人、いわゆる被害者弁護人を請求する権利が認められるとされるのである。

(b) 附帯私訴等⁵⁴⁾

ドイツ刑事訴訟法においては、犯罪被害者に対し、私人訴追・訴訟参加・附帯私訴の権利が認められているが、それらの権利を行使する際及び起訴強制手続における告訴人にも訴訟費用援助制度が設けられている。これらの場合、訴訟費用援助の目的は、私人訴追の際の担保提供義務や裁判費用の予納義務の免除のほか、被害者に公費で弁護士の援助を受けられるようにすることである。

公費により弁護士の援助を求める権利は、起訴強制の場合のように弁護士の関与が法定されている場合や一定の重罪のほか、事実関係または法律問題が難しく、そのために弁護士による代理が必要と見られる場合に認められる。この場合、いわゆる資力基準は設けられていない。

(2) イタリア

(a) 国費による被害者弁護人⁵⁵⁾

国費による被害者弁護人の費用の支援が行われており、性犯罪の被害者については、その所得にかかわらず、自ら選任した弁護人の費用が国費で負担され得る。

(b) 附帯私訴等⁵⁶⁾

犯罪被害者は、附帯私訴を通じて刑事裁判に民事当事者として参加することができ、論告では、求刑ではなく、損害賠償を請求する。

イタリア現行刑事訴訟手続においては、いわゆる附帯私訴制度が設けられており、犯罪被害者は、刑事訴訟の中で、「民事当事者」となることによって、犯罪によって生じた損害の賠償及び原状回復を求めるため、民事訴権を行使することができる。

他方、犯罪被害者は、直接に、刑事上の「犯罪被害者」として刑事手続に関与することが認められている。

犯罪被害者が、「民事当事者」として刑事手続に参加する場合は、弁護士を代理人として選任することとなっている。そして、「民事当事者」である被害者に認められている法廷における証拠の提出、証人尋問、弁論などの行為は、その代理人を通して実現することとなっている。

イタリアでは、この「代理人選任」について公費による被害者支援の制度があり、貧困者に対し、「イタリア貧困者弁護に関する法律」が、1990年7月に制定された。この中で、被疑者・被告人と並んで、刑事上の犯罪被害者も民事当事者とともに、国費により弁護人を保証すると規定している。被害者の所得額による制限や、利用の範囲についても規定されているが、収入印紙（訴訟費用）、記録

54) 犯罪被害者のための新しい刑事司法 124 頁

55) 犯罪被害者のための新しい刑事司法 124 頁以下

56) 法務省新時代の刑事司法制度特別部会における期日外視察の概要（イタリア共和国，フランス共和国）

謄写、弁護人に対する費用、証人尋問のための費用などが支援の対象とされている。

(3) スウェーデン⁵⁷⁾

スウェーデンでは、附帯私訴、訴訟参加（検察官が訴追したときは、被害者は訴追を補佐する権限を有する。）等の権利が、被害者に認められている。スウェーデンでは、検察官が、被害者が希望すれば、被害者のために民事上の請求をする義務を負うことになっているが、被害者が独自に代理人（弁護士）を依頼することもできる。この弁護士は、「補佐人」と呼ばれている。補佐人は、被害者が刑事裁判の場で、二次被害を受けないように司法的及び精神的なサポートを行い、附帯私訴について被害者を代理することを任務としている。

スウェーデンでは、国費により「補佐人」を選任する制度がある。一定の犯罪（重罪、性犯罪等）及び特に必要と裁判所が認めた場合には、その資力を問わず、被害者が希望すれば、裁判所が被害者のために、補佐人を任命するのである。選任の時期は「捜査が始まったとき」であり、実際は勾留質問と同時期になされることが多い。この制度は、1988年に導入されて以来関係機関から高く評価されており、次第に公費による補佐人が付けられる犯罪の種類が増えてきている。

なお、被害者は任意に補佐人を依頼することができ、その費用は、被害者の資力によっては法律扶助を受けられる場合がある。

(4) フィンランド

フィンランドでは、重大犯罪や性犯罪の被害者には、被害者の経済状況とは関係なく無償で、公判及び捜査の段階で弁護士が付される（フィン法2章1a条、10条1項前段）。それ以外の犯罪については、法律扶助協会から法律扶助協会に所属する弁護士に依頼することができ（フィン法同章2条1項1文、10条1項後段）、費用は収入に応じて払うことになるが、総じて安価であり、また費用を支払う余裕のない被害者には無償で弁護人が付されることになる（法律扶助法1条、無償手続法1条）。現在法律扶助協会の事務所はフィンランド全土に60カ所あり、通常は地方裁判所に併設されている。法務省が一定以上の経験を持つ弁護士を法律扶助協会専属弁護士として任命し、現在登録者数は220名にのぼる。

(5) フランス⁵⁸⁾

フランスでは、被害者の権利に関して、憲法上、特段の規定はないが、刑事訴訟法上、被害者は、犯罪によって生じた損害の賠償を求める私訴権を、民事裁判所で行使することができるほか、刑事裁判所で公訴に附帯して行使することができる。

被害者は、私訴原告人となった場合には、損害賠償を求めることができるだけでなく、訴訟の当事者として刑事手続に関与し、訴訟当事者として裁判に出席すること、弁護士の補佐を受けること、一定の処分について通知を受けること、一定の決定に対する不服申立てができること、私訴を裏付けるため証拠を提出できること等が規定されている。

57) 犯罪被害者のための新しい刑事司法 124 頁以下

58) 法務省『諸外国における犯罪被害者施策に関する研究』フランスにおける犯罪被害者への援助

フランスでは、犯罪は、重罪、軽罪及び違警罪に区分されており、いずれの罪についても、被害者は、民事裁判所だけでなく、刑事裁判所で私訴権を行使することができる。私訴原告人は、訴訟当事者として、裁判所に出頭し、又は弁護士を代理として出頭させ、裁判長を介して、被告人や証人等に質問をすることができる。

被害者は、特定の場合において、損害の被害者は国家の補償を受けることができる。各大審裁判所に設置された被害者補償委員会は被害者の補償要求を調べ、その申請の処理方法を決定する。被害者は、弁護士に書類の作成を依頼することもできる。なお、資金が少ないため弁護士に頼むことがためらわれる場合には、法律扶助を受けられるよう請求することができる。

(6) アメリカ⁵⁹⁾

アメリカでは、各州において犯罪被害者補償制度が定められている。犯罪被害者補償制度は、他の並列的な手段によっては被害者の損失が補填されない場合の最後の拠り所たる支払手段とされている。1965年にカリフォルニア州で初めて制度が設けられ、現在、全ての州、コロンビア特別区、その他の領土（プエルトリコ、ヴァージン諸島）にこの制度がある。

支給対象、条件等は各州の独自の規定が適用されるが、基本的な支給対象は、州内において発生した暴力犯罪の被害者及び殺人事件の遺族であり、家庭内暴力の被害者及び飲酒運転の被害者も含まれる。州を跨ぐ場合（他州に居住する被害者が自州で犯罪被害に遭った場合等）は、発生地が支払うこととされている。およそ半数の州が独自の補償法により、海外で犯罪の犠牲となった住民に対しても補償を行っている。手続及び支給要件は州内で発生した犯罪の場合と同様である。

医療費、精神保健上のカウンセリング、治療、損失賃金及び葬儀費用は、各州で共通している。州によっては、被害者が刑事司法に参加する費用、犯罪被害者支援の申請にかかわる弁護士費用等も支出される。

(7) カナダ⁶⁰⁾

カナダにおける犯罪被害者への経済的支援は州・準州レベルで行われている。被害者への支援制度を持つ州・準州はいずれも犯罪被害者に対する支援についての法律（「犯罪被害者支援法」、「犯罪被害者法」等、名称は州・準州により異なる。）を根拠法令としており、それぞれが独自の基準をもって支援制度の内容を定めている。

たとえば、オンタリオ州における犯罪被害者への経済的支援の制度として、「犯罪被害者のための補償制度」が存在する。オンタリオ州内で起きた犯罪によって被害を受けた者のうち、直接被害を受けた者（一次被害者）、被害者の扶養家族（被害者が死亡した場合）等に支給される。被害者はオンタリオ住民やカナダ国籍である必要はなく、他の国・地域の者でも適用される。医療、歯科療法及び心理療法の

59) 警察庁『平成 23 年度諸外国における犯罪被害者等に対する経済的支援に関わる制度等に関する調査報告書』第 2 章アメリカ

60) 内閣府『平成 21 年度諸外国におけるテロ事件被害者等への経済的支援に関する調査報告書』4. カナダ

費用、苦痛に対する補償、葬儀費用等とともに、法的代理人の費用についても支給されるが、刑事裁判や民事裁判における弁護費用等は対象外である。

(8) 韓国⁶¹⁾

性暴力犯罪の被害者とその法定代理人は、刑事手続による被害を防止し、法的助力を得るために、弁護人を選任することができる（性暴力犯罪処罰等特例法 27 条 1 項）。検事は、被害者に弁護士がいない場合、国選弁護士を選任して刑事手続で被害者の権益を保護することができる（同条 6 項）。

3 あるべき公費による弁護士制度の提案

(1) 犯罪被害は突然生じるものであり、犯罪被害者は事件発生の直後から、激変する社会生活への対応を強いられる。事件による身体的、精神的被害や二次的被害に苦しんだり、それらの被害や社会的影響によりこれまでどおりの仕事や学業の継続が困難になったりするなどし、場合によっては日常生活を送ることさえままならなくなってしまうということも少なくない。

犯罪被害者は、このような犯罪被害による精神的、身体的負担を抱えた過酷な状態の中で、捜査への協力や刑事裁判手続への対応、加害者に対する損害賠償請求といった各種の法律問題に直面し、場合によっては報道機関の取材攻勢にも晒されることになる。この実情に鑑みれば、犯罪被害者の権利を十分に保障し実現するためには、犯罪被害者が事件発生直後から、弁護士による充実した支援を受けることが必要不可欠である。しかし、実際には、弁護士への委任に要する費用への懸念から弁護士への相談や依頼を躊躇し、十分な法的支援を受けられていない犯罪被害者が多く存在する。

(2) 被告人に対しては、国の費用で弁護人を依頼することができる国選弁護人制度が存在し、特に一定の犯罪について勾留による身体拘束を受けた場合には、起訴前の被疑者段階から弁護人を依頼することができる被疑者国選制度も存在する。しかも、一定の場合には資力にかかわらず国選弁護人の選任を受けることができる。

これらの制度は、「刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。」と定めた憲法 37 条にその根拠を有し、その後、被疑者被告人の権利への理解とともに拡充されてきたものである。

他方で、犯罪被害者については、刑事裁判への参加が許可された場合の国選被害者参加弁護士制度があるものの、刑事裁判に参加した場合以外において国費で弁護人を依頼する制度はない。また国選被害者参加弁護士制度についても犯罪被害者については一定の資力要件が課されている。民事訴訟に関連して民事法律扶助が存在し、犯罪被害者もこれを利用して損害賠償請求や損害賠償命令について弁護士の援助を受けることができるが、これに要した費用は原則として償還を要するものとされている。

この点、犯罪被害者の弁護士依頼権については、被告人のような憲法上の規定はない。しかし、犯罪被害者が犯罪被害による様々な負担を抱えた過酷な状態にいる実情や、本来実現されるべき犯罪被害者の権利について正しく理解すれば、犯罪被害者の権利の実現のための弁護士による支援の必要性は明らかであり、更に刑事裁判への参

61) 法務省新時代の刑事司法制度特別部会における期日外視察の概要（大韓民国）

加の局面のみに限るものではない。そうであるとすれば、犯罪被害者が弁護士を依頼する場合についても、国費による制度をより広く拡充することが社会から見た公平の観点に資するというべきである。

- (3) また、犯罪被害者は、自らの意思や選択に基づいて犯罪被害者となるものではなく、その多くが予期せずに理不尽な犯罪の被害に遭ったものである。本来、安全で安心して暮らせる社会を実現することは国の重要な責務（犯罪被害者等基本法前文）であることに照らせば、犯罪が抑止できなかつた場合、国がその費用をもって犯罪被害者の権利の実現に努めるべきであり、理不尽に被害を受けた犯罪被害者に対して、権利回復を自助努力のみに依らせたり、必要な費用の負担を強いたりする仕組みは相当でない。

この点、犯罪被害者等基本法は、7条において「国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）13条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。」として連携協力について定めている。また、同法11条においては「国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。」として相談及び情報の提供等について定めている。

これらの規定に対応して、法テラスにおいて犯罪被害者等の援助に精通している弁護士を紹介する制度が構築運用されているところである。また、同じく犯罪被害者等基本法12条において、「国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助・・・等必要な施策を講ずるものとする。」として損害賠償の請求についての援助等についても言及されているところである。

しかし、上記のとおり、犯罪抑止について責務を負う国がその費用をもって犯罪被害者の権利の実現に努めるべきであること及び諸外国でも公費による弁護士選任制度があることに照らせば、あくまでも犯罪被害者自身に費用を負担させる仕組みは相当ではなく、これらの法テラスによる精通弁護士紹介制度や損害賠償の請求についての援助制度だけでは不十分であると言わざるを得ない。

- (4) 以上のとおり、被疑者被告人国選制度との比較や、犯罪抑止について国が負うべき責務に照らせば、犯罪被害者が弁護士を依頼する場合について、公費による制度をより広く拡充するべきである。
- (5) それでは、具体的にはどのような制度とされるべきか。

(a) 対象となる犯罪被害者

犯罪被害者が公費で弁護士を依頼するにはどのような犯罪の被害者であることが必要とすべきか。

この点、現在日弁連が法テラスに委託して行われている委託法律援助においては生命身体及び性的自由を保護法益とする犯罪の被害者等を対象としている。

確かに、現実には窃盗や詐欺による被害者も多数に及ぶものであり、これらの被害者の財産的、精神的被害も重大なこともありうることからすれば、これらの者を救済の対象から外すべきではないともいえる。

もっとも、公費による弁護士選任制度を実現するにあたって、その最大の問題の一つと考えられる財政的な問題をクリアするためには、まずは上記で概観してきた諸外国の制度と同様に、生命身体及び性的自由を保護法益とする犯罪に限定して始めることが考えられる。

(b) 犯罪被害者として支援を受けるための段階

犯罪被害者が公費で弁護士を依頼するには犯罪被害者が警察への被害届を提出してからであるとする考え方がある。この考え方は、基準として明確であり、公費の支出の可否を判断しやすい。

しかし、警察への被害届を公費支出の要件とすると、被害届の提出や告訴について迷っていたり、消極的に考えている犯罪被害者は、公費で弁護士に相談したり依頼したりすることができないことになる。

また、逆に犯罪被害者が告訴や被害届の提出を望んでいても、警察が告訴や被害届を受理しないという場合もあり、このような場合にも犯罪被害者が公費で弁護士に相談したり依頼したりすることができないことになる。

他方、犯罪被害者であると主張するのみで公費による弁護士の支援を受けられるとすれば真実は犯罪被害者ではない者まで弁護士による支援を受けられることになってしまう。

そのため、被害直後からの速やかな弁護士による支援を実現させるためには、告訴や被害届の提出がなされた場合のほか、例えば性犯罪、性暴力被害者のためのワンストップ支援センターや、被害者支援ネットワーク加盟団体が弁護士支援を要請した場合にも公費の支出を認めるなどの工夫が必要である。

なお、終期についても検討する必要がある。この点、刑事事件への対応が主な対象であること、外に明確な基準となるべきものがないことから刑事事件の対応が完了したときとすることも考えられる。しかしながら、刑事事件として成立していることが明確であったとしても犯人が明らかとならなかったり、犯人は明確になっているものの逮捕等に至らなかったりする場合に終期が到来しないこととなる。そのため、任期を1年とした上で、その経過前に刑事事件が終了している場合には終了とし、他方、1年経過後に終了しておらず、受任の意思が継続している場合にはその旨を報告して更新していくという方法等とすべきである。

(c) 公費で弁護士に依頼できる活動内容について

公費で弁護士に依頼できる活動内容については、まず、現在日弁連が法テラスへの委託援助業務として行っている活動内容とすることが考えられる。

現在日弁連の委託援助業務の対象となっている活動内容は、ア被害届の提出、告訴・告発の同行、イ事情聴取の同行、ウ検察審査会への申立て、エ法廷傍聴同行、証人尋問付添、意見陳述付添、オ修復的司法の一環としての犯罪被害者と犯罪加害者との対話、カ刑事手続における和解交渉（示談交渉）、キ犯罪被害者等給付金の申請、ク報道機関に対する積極的な対応、折衝、ケその他（少年審判状況説明聴

取、DV 事件でのシェルターへの保護やストーカー事件における申告など) である。

次に、刑事裁判への被害者参加については、下記のとおり、現在の国選被害者参加弁護士制度に課されている資力要件を外し、資力にかかわらず公費で弁護士支援を受けられるとすべきである。

(d) 資力基準について

公費による弁護士費用の支出に関し、犯罪被害者の資力を要件とするかどうかについては、本来、要件としないと考えべきである。犯罪被害者は、通常、自らの意思や判断で当事者となる民事上の契約の場合などと異なり、予期せずに理不尽に犯罪の被害に遭ったものである。その被害については、本来犯罪を防止すべき義務を負う国がその費用をもって犯罪被害者の権利の実現に努めるべきであり、理不尽に被害を受けた犯罪被害者に対して、必要な費用の負担を強いる仕組みは相当でないからである。

この点、現在の国選被害者参加制度においては犯罪被害者の資力要件が課されているところ、資力要件については撤廃し、国がその費用を負担して犯罪被害者が刑事裁判に参加できるものとすべきである。

(e) 現在全国全ての都道府県に被害者支援に対応可能な弁護士（いわゆる精通弁護士）が存在し、仮に上述した公費による弁護士選任制度が実現した場合には、これに十分対応できる体制が既に整っているといえる。

したがって、弁護士報酬に対応する財政的要請が満たされれば、比較的早期に実現できる制度であると考えられることができるのである。